議案第103号 説明資料

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(第1条関係)の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例 正 条 例 改

○幕別町職員の給与に関する条例

(昭和26年3月10日 条例第3号)

第1条~第13条

(宿日直手当)

第14条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円(執務が 行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間であ る日に退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては6,600円)を超えな い範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。

第15条及び第15条の2

(期末手当)

- いて、これらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して、そ れぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月 以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前 6 筒月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中 「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

○幕別町職員の給与に関する条例

(昭和26年3月10日 条例第3号)

第1条~第13条 略

(宿日直手当)

第14条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,700円(執務が 行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間であ る日に退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては7,050円)を超えな い範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。

第15条及び第15条の2

(期末毛当)

- 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにお 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにお いて、これらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して、そ れぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月 以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
 - 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12 月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の 期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim (4)$

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中 「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100 分の72.5」とする。

現 行 条 例

改 正 条 例

 $4\sim6$ 略

第16条の2及び第16条の3 略

(勤勉手当)

- 第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員に あっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受け るべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

 $3\sim5$ 略

第18条~第23条 略

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

(単位 円)

職員の
区分職務の級1級2級3級4級5級6級7級区分号給
定年前給料月額
1
2
184,600230,000
231,500265,300
266,300298,800
300,300321,300
323,100355,200
356,900408,300
410,200

 $4\sim6$ 略

第16条の2及び第16条の3 略

(勤勉手当)

- 第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員に あっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受け るべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、 12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3~5 略

第18条~第23条 略

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

(単位 円)

職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
区分	<u>号給</u>	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	<u>1</u>	195, 800	242,000	276, 300	309, 800	332,600	366, 800	420, 700
再任用	2	<u>196, 900</u>	<u>243, 300</u>	<u>277, 300</u>	<u>311, 300</u>	334, 400	<u>368, 500</u>	<u>422, 600</u>

			見 ?	テ 条	例							改	正条	例			
短時間	3		33, 000	<u>267, 300</u>	301,800	324, 900	<u>358, 500</u>	412, 100	短時間	3	<u>198, 100</u>	<u>244, 700</u>	<u>278, 300</u>	312, 700	<u>336, 200</u>	<u>370, 100</u>	424, 500
勤務職	4		34, 500	268, 300	303, 200	326,600	360, 100	413, 900	勤務職	4	199, 200	246, 100	279, 300	314, 100	337, 900	371, 700	426, 300
<u>員以外</u>	<u>5</u>		86,000	269, 300	304, 600	328, 300	361, 700	415, 700	員以外	<u>5</u>	200, 300	247, 500	280, 300	315, 500	339,600	373, 300	428, 100
の職員	<u>6</u>		<u>87, 500</u>	270, 300	305, 700	330,000	363, 500	417, 500	の職員	6	202, 000	248, 900	281, 300	316, 600	341, 300	375, 100	429, 900
	<u>7</u>		39,000	271, 300	306, 700	331, 700	365, 000	419, 300		7	203, 600	250, 300	282, 200	317, 600	343,000	376, 600	<u>431, 700</u>
	<u>8</u>		0,500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	421, 100		8	205, 200	<u>251, 700</u>	<u>283, 200</u>	318, 800	344,600	378, 200	433, 500
	9		2,000	273, 300	309, 100	335,000	368,000	422, 700		9	206, 700	<u>253, 100</u>	284, 200	320,000	346, 200	<u>379, 500</u>	435, 100
	<u>10</u>		3, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369,600	424, 200		<u>10</u>	208, 400	<u>254, 300</u>	285, 200	321,600	347, 900	381, 100	436,600
	<u>11</u>		4,800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700		<u>11</u>	210,000	<u>255, 600</u>	286, 200	323, 200	349,600	382, 700	<u>438, 100</u>
	<u>12</u>				313, 900	340,000	372, 700	427, 200		<u>12</u>	211,600	<u>256, 900</u>	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200	439,600
	<u>13</u>		7,400	277, 400	315, 400	341, 500	374,600	<u>428, 700</u>		<u>13</u>	<u>213, 100</u>	<u>258, 100</u>	<u>288, 200</u>	<u>326, 200</u>	<u>352, 700</u>	<u>386, 100</u>	<u>441, 100</u>
	<u>14</u>		8,600	278, 700	317,000	343, 100	376, 500	430,000		<u>14</u>	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388,000	442, 400
	<u>15</u>	204, 400 24	9,800	280,000	318,600	344, 700	378, 400	431, 300		<u>15</u>	<u>216, 500</u>	<u>260, 500</u>	<u>290, 800</u>	329, 400	355, 900	389, 900	443, 700
	<u>16</u>	<u>206, 100</u> <u>25</u>	1,000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500		<u>16</u>	<u>218, 200</u>	<u>261, 700</u>	<u>292, 000</u>	331,000	357, 400	<u>391, 700</u>	<u>444, 900</u>
	<u>17</u>		52, 100	282, 500	321, 700	347,600	381, 700	433, 700		<u>17</u>	<u>219, 400</u>	<u>262, 800</u>	<u>293, 200</u>	332, 400	<u>358, 800</u>	<u>393, 200</u>	446, 100
	<u>18</u>	<u>209, 000</u> <u>25</u>	3, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435,000		<u>18</u>	221,000	<u>263, 900</u>	294, 500	334, 100	<u>360, 500</u>	<u>395, 000</u>	447, 400
	<u>19</u>	<u>210,600</u> <u>25</u>	54, 300	285,000	325,000	<u>350, 900</u>	385, 200	<u>436, 300</u>		<u>19</u>	<u>222, 600</u>	<u>265, 000</u>	<u>295, 700</u>	<u>335, 700</u>	<u>362, 100</u>	<u>396, 700</u>	<u>448, 700</u>
	<u>20</u>	<u>212, 100</u> <u>25</u>	55, 400	286, 200	326,600	352, 500	386, 800	437, 500		<u>20</u>	<u>224, 100</u>	<u>266, 100</u>	<u>296, 900</u>	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900
	<u>21</u>	213,600 25	6, 400	287, 300	328,000	353, 700	388, 500	438, 700		<u>21</u>	225,600	267,000	297, 900	338, 700	364, 800	400,000	<u>451, 100</u>
	<u>22</u>	<u>215, 200</u> <u>25</u>	57, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500		<u>22</u>	227, 200	<u>268, 000</u>	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900
	<u>23</u>	216, 800 25	8, 400	289,800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300		<u>23</u>	228,800	269,000	300, 300	342, 100	367, 800	402,800	452, 700
	<u>24</u>	<u>218, 400</u> <u>25</u>	59, 400	291, 100	333,000	358, 200	392, 700	441, 100		<u>24</u>	230, 400	270,000	301,600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500
	<u>25</u>	220,000 26	50, 400	292, 400	334, 200	359,900	394, 100	441,700		<u>25</u>	232,000	271,000	302, 900	344, 900	371,000	405,600	454, 100
	<u>26</u>	221,700 26	31, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300		<u>26</u>	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372,800	406, 800	454, 700
	27	223,000 26	52, 200	294, 400	337,800	363, 400	396, 500	442, 900		27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408,000	455, 300
	28	224, 300 26	3, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500		28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409,000	455, 900
	29	225,600 26	3, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200		29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600
	30		54, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000		30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400
	31	227, 800 26	55, 500	298, 900	344, 100	369,000	400, 900	445, 400		31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380,000	412, 400	457, 800
	32		66, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402,000	446, 100		32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
	33	230,000 26	57,000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600		33	242, 000	277, 400	311,600	358, 100	382, 500	414, 200	459,000
	34	231, 100 26	57, 800	302,600	349, 200	372, 400	403, 400	447,000		34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400

現行条例	
	<u>47, 400</u> <u>35 243, 800 279, 000 314, 200 361, 700 384, 400 415, 500 459, 800 47, 900 361, 700 384, 400 416, 900 469, 800 47, 900 361, 700 384, 400 416, 900 469, 900 </u>
	47,800 36 244,800 279,600 315,500 363,500 385,400 416,200 460,200 48,200 37 245,800 280,300 316,700 365,000 386,200 416,800 460,600
	49,000 39 247,600 281,800 319,300 367,800 388,000 417,900 461,200 49,300 40 248,400 282,500 320,600 369,200 388,800 418,300 461,500
	49, 500 41 249, 200 283, 200 321, 900 370, 700 389, 600 418, 700 461, 800
	50,000 42 249,900 283,900 323,100 371,500 390,400 418,900 462,100
	50, 300 43 250, 500 284, 600 324, 400 372, 400 391, 200 419, 200 462, 400
	50, 600 44 251, 100 285, 300 325, 500 373, 400 391, 900 419, 500 462, 700
	50, 900 45 251, 800 286, 000 326, 400 374, 300 392, 600 419, 800 463, 000
46 242,000 276,700 317,600 364,800 382,400 408,700	46 252, 400 286, 600 327, 700 375, 400 393, 300 420, 100
47 242,600 277,400 318,900 365,700 383,100 409,000	47 253,000 287,300 329,000 376,300 394,000 420,400
48 243, 200 278, 100 320, 200 366, 700 383, 800 409, 300	48 253,600 287,900 330,300 377,300 394,700 420,700
49 243,800 278,800 321,400 367,600 384,300 409,500	49 254, 100 288, 600 331, 400 378, 200 395, 200 420, 900
<u>50</u> <u>244, 400</u> <u>279, 500</u> <u>322, 700</u> <u>368, 300</u> <u>384, 900</u> <u>409, 800</u>	50 254, 700 289, 200 332, 700 378, 900 395, 800 421, 200
<u>51</u> <u>245,000</u> <u>280,200</u> <u>323,900</u> <u>369,000</u> <u>385,500</u> <u>410,100</u>	<u>51</u> <u>255, 300</u> <u>289, 900</u> <u>333, 900</u> <u>379, 600</u> <u>396, 400</u> <u>421, 400</u>
<u>52</u> <u>245, 500</u> <u>280, 900</u> <u>325, 100</u> <u>369, 600</u> <u>386, 200</u> <u>410, 400</u>	<u>52</u> <u>255, 800</u> <u>290, 600</u> <u>335, 100</u> <u>380, 200</u> <u>397, 100</u> <u>421, 700</u>
<u>53</u> <u>246,000</u> <u>281,500</u> <u>326,400</u> <u>370,000</u> <u>386,600</u> <u>410,600</u>	<u>53</u> <u>256, 200</u> <u>291, 100</u> <u>336, 400</u> <u>380, 600</u> <u>397, 500</u> <u>421, 900</u>
<u>54</u> <u>246, 400</u> <u>282, 200</u> <u>327, 500</u> <u>370, 600</u> <u>387, 200</u> <u>410, 900</u>	<u>54</u> <u>256, 600</u> <u>291, 700</u> <u>337, 400</u> <u>381, 200</u> <u>398, 100</u> <u>422, 200</u>
<u>55</u> <u>246, 700</u> <u>282, 800</u> <u>328, 600</u> <u>371, 300</u> <u>387, 800</u> <u>411, 200</u>	<u>55</u> <u>256, 900</u> <u>292, 300</u> <u>338, 500</u> <u>381, 800</u> <u>398, 700</u> <u>422, 500</u>
<u>56</u> <u>247, 000</u> <u>283, 500</u> <u>329, 700</u> <u>372, 000</u> <u>388, 300</u> <u>411, 500</u>	<u>56</u> <u>257, 200</u> <u>293, 000</u> <u>339, 600</u> <u>382, 500</u> <u>399, 200</u> <u>422, 800</u>
<u>57</u> <u>247, 300</u> <u>284, 100</u> <u>330, 400</u> <u>372, 300</u> <u>388, 700</u> <u>411, 700</u>	<u>57</u> <u>257, 500</u> <u>293, 600</u> <u>340, 300</u> <u>382, 800</u> <u>399, 600</u> <u>423, 000</u>
<u>58</u> <u>247, 600</u> <u>284, 800</u> <u>331, 300</u> <u>373, 000</u> <u>389, 300</u> <u>412, 000</u>	<u>58</u> <u>257, 800</u> <u>294, 200</u> <u>341, 200</u> <u>383, 500</u> <u>400, 200</u> <u>423, 300</u>
<u>59</u> <u>247, 900</u> <u>285, 400</u> <u>332, 000</u> <u>373, 700</u> <u>389, 900</u> <u>412, 300</u>	<u>59</u> <u>258, 100</u> <u>294, 800</u> <u>341, 900</u> <u>384, 200</u> <u>400, 800</u> <u>423, 600</u>
60 248, 200 286, 100 332, 800 374, 300 390, 400 412, 500	60 258, 400 295, 500 342, 700 384, 800 401, 300 423, 800
<u>61</u> <u>248, 500</u> <u>286, 700</u> <u>333, 600</u> <u>374, 600</u> <u>390, 800</u> <u>412, 700</u>	61 258, 700 296, 100 343, 500 385, 100 401, 700 424, 000
<u>62</u> <u>248, 800</u> <u>287, 400</u> <u>334, 000</u> <u>375, 100</u> <u>391, 300</u> <u>413, 000</u>	62 259,000 296,700 343,900 385,600 402,200 424,300
63 249, 100 288, 000 334, 600 375, 700 391, 800 413, 300	63 259, 300 297, 200 344, 400 386, 200 402, 700 424, 600
<u>64</u> <u>249, 400</u> <u>288, 500</u> <u>335, 300</u> <u>376, 300</u> <u>392, 400</u> <u>413, 500</u>	<u>64</u> <u>259, 600</u> <u>297, 700</u> <u>345, 100</u> <u>386, 800</u> <u>403, 300</u> <u>424, 800</u>
<u>65</u> <u>249, 700</u> <u>289, 000</u> <u>336, 100</u> <u>376, 600</u> <u>392, 700</u> <u>413, 700</u>	<u>65</u> <u>259, 900</u> <u>298, 200</u> <u>345, 900</u> <u>387, 100</u> <u>403, 600</u> <u>425, 000</u>
<u>66</u> <u>250,000</u> <u>289,600</u> <u>336,800</u> <u>377,200</u> <u>393,100</u> <u>414,000</u>	<u>66</u> <u>260, 200</u> <u>298, 800</u> <u>346, 600</u> <u>387, 700</u> <u>404, 000</u> <u>425, 300</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
67 250, 300 290, 100 337, 500 377, 900 393, 500 414, 300	67 260, 500 299, 300 347, 300 388, 400 404, 300 425, 600
68 250, 600 290, 700 338, 100 378, 500 393, 900 414, 500	68 260, 800 299, 900 347, 900 389, 900 404, 700 425, 800
69 250, 900 291, 200 338, 600 378, 900 394, 200 414, 700	
70 251, 200 291, 700 339, 200 379, 400 394, 500 415, 000	
71 251, 500 292, 300 339, 700 380, 000 394, 800 415, 300	70 261, 400 300, 800 349, 000 389, 900 405, 300 426, 300 71 261, 700 301, 300 349, 500 390, 500 405, 600 426, 600
73 252, 100 293, 400 340, 600 381, 000 395, 200 415, 700	73
74 252, 400 293, 900 341, 100 381, 600 395, 500 75 252, 700 294, 300 341, 500 382, 100 395, 800	74 262,600 302,800 350,900 392,100 406,300 75 262,900 303,100 351,200 392,500 406,600
77 253, 300 294, 800 342, 300 382, 800 396, 200 78 253, 600 295, 100 342, 800 383, 300 396, 500	77 263, 500 303, 600 352, 000 393, 200 407, 000 78 263, 800 303, 900 352, 500 393, 700 407, 300
79 253, 900 295, 300 342, 800 383, 700 396, 800 396, 800	79 264, 100 304, 100 353, 000 394, 100 407, 300
80 254, 200 295, 600 343, 800 384, 100 397, 000	80 264, 400 304, 400 353, 500 394, 500 407, 800
81 254, 500 295, 800 344, 100 384, 500 397, 200	81 264, 700 304, 600 353, 800 394, 900 408, 000
82 254, 800 296, 000 344, 100 385, 000 397, 200 82 254, 800 296, 000 344, 500 385, 000 397, 500	82 265,000 304,800 354,200 395,400 408,300
<u>85</u> <u>255, 700</u> <u>296, 800</u> <u>345, 600</u> <u>386, 100</u> <u>398, 200</u>	<u>85</u> <u>265, 900</u> <u>305, 600</u> <u>355, 300</u> <u>396, 500</u> <u>409, 000</u>
<u>86</u> <u>256, 000</u> <u>297, 100</u> <u>346, 000</u>	<u>86</u> <u>266, 200</u> <u>305, 800</u> <u>355, 700</u>
<u>87 256, 300 297, 400 346, 400</u>	<u>87 266, 500 306, 100 356, 100</u>
<u>88</u> <u>256, 600</u> <u>297, 700</u> <u>346, 800</u>	<u>88 266, 800 306, 400 356, 500</u>
<u>89 256, 900 298, 000 347, 000</u>	<u>89 267, 100 306, 700 356, 700</u>
90 257, 200 298, 300 347, 400	90 267, 400 307, 000 357, 100
91 257, 500 298, 600 347, 800	91 267, 700 307, 300 357, 500
92 257, 800 299, 000 348, 200	92 268,000 307,600 357,900
93 258, 100 299, 200 348, 400	93 268, 300 307, 800 358, 100
94 299, 400 348, 800	94 308,000 358,400
95 299, 700 349, 200	<u>95</u> <u>308, 300</u> <u>358, 800</u>
96 300, 100 349, 500	96 308, 700 359, 100
97 300, 300 349, 800	97 308, 900 359, 400
<u>98</u> <u>300, 600</u> <u>350, 200</u>	<u>98</u> <u>309, 200</u> <u>359, 800</u>

$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
103 302, 200 352, 300 103 310, 700 361, 900 104 311, 000 362, 300 104 311, 000 362, 300 105 311, 200 362, 800 105 311, 200 362, 800 106 311, 500 363, 200 106 311, 500 363, 200 107 311, 800 363, 500 107 311, 800 363, 500 107 311, 800 363, 500 107 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 311, 800 363, 500 106 </td <td></td>	
105 302,700 353,200 105 311,200 362,800 106 303,000 353,600 106 311,500 363,200 107 303,300 353,900 107 311,800 363,500	
106 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 311,500 363,200 109 311,800 363,500	
<u>107</u> <u>303, 300</u> <u>353, 900</u> <u>107</u> <u>311, 800</u> <u>363, 500</u>	
<u>108</u> <u>303, 600</u> <u>354, 200</u> <u>108</u> <u>312, 100</u> <u>363, 800</u>	
<u>109</u> <u>303, 800</u> <u>354, 700</u> <u>109</u> <u>312, 300</u> <u>364, 200</u>	
<u>110</u> <u>304, 200</u> <u>110</u> <u>312, 600</u>	
<u>111</u> <u>304, 600</u> <u>111</u> <u>313, 000</u>	
<u>112</u> <u>304, 900</u> <u>112</u> <u>313, 300</u>	
<u>113</u> <u>305, 100</u> <u>113</u> <u>313, 500</u>	
<u>114</u> <u>305, 300</u> <u>114</u> <u>313, 700</u>	
<u>115</u> <u>305, 600</u> <u>115</u> <u>314, 000</u>	
<u>116</u> <u>306, 000</u> <u>116</u> <u>314, 400</u>	
<u>117</u> 306, 200 <u>117</u> 314, 600	
<u>118</u> <u>306, 400</u> <u>118</u> <u>314, 800</u>	
<u>119</u> <u>306, 700</u> <u>119</u> <u>315, 100</u>	
<u>120</u> <u>307,000</u> <u>120</u> <u>315,400</u>	
<u>121</u> <u>307, 400</u> <u>121</u> <u>315, 700</u>	
<u>122</u> <u>307, 600</u> <u>122</u> <u>315, 900</u>	
<u>123</u> <u>307, 900</u> <u>123</u> <u>316, 200</u>	
<u>124</u> <u>308, 200</u> <u>124</u> <u>316, 500</u>	
125 308,500 125 316,800 125 316,800	
定年前 基準給料 基準給料 <th< td=""><td></td></th<>	
	<u>月額</u> <u>円</u> 円
短時間 円	
<u> </u>	300 314,000

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(第2条関係)の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例

改 正 条 例

○幕別町職員の給与に関する条例

(昭和26年3月10日 条例第3号)

○幕別町職員の給与に関する条例

(昭和26年3月10日 条例第3号)

第1条~第9条の3 略

(通勤手当)

第9条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のための交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮し て規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じ て得た額を減じた額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところ

第1条~第9条の3 略

(通勤手当)

第9条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のための交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところ

現 行 条 例

により算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 町長が規則で定める額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額
- 3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上 ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円 を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当 に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位 期間の月数を乗じて得た額とする。

4 略

5 略

<u>6</u> 略

<u>7</u> 略

第9条の5~第15条の2 略

(期末手当)

- 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12 月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の 期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。

改 正 条 例

により算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 町長が規則で定める額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額
- 3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員のうち、自動車等の駐車のための施設等で規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として規則で定める額を通勤手当として支給する。
- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号及び第3号並びに前項に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 略

6 略

7 H

8 略

第9条の5~第15条の2 略

(期末手当)

- 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日 以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

現 行 条 例

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中 「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100 分の72.5」とする。

 $4\sim6$ 略

第16条の2及び第16条の3 略

(勤勉手当)

- 第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員に あっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受け るべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、 12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

 $3\sim5$ 略

第18条~第23条 略

改 正 条 例

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中 「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

 $4 \sim 6$

第16条の2及び第16条の3 略

(勤勉手当)

- 第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員に あっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受け るべき扶養手当の月額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51,25を乗じて得た額の総額

 $3\sim5$ 略

第18条~第23条 略